

告示第 52 号

令和2年第2回弥彦村議会（4月）臨時会を次のとおり招集する。

令和2年4月10日

弥彦村長 小林 豊彦

記

1. 期 日 令和2年4月15日
2. 場 所 弥彦村役場議場
3. 付議する事件
 - (1) 弥彦村国民健康保険条例の一部改正
 - (2) 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第1号）
 - (3) 令和2年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - (4) 令和2年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第1号）

◆ 応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番 渡邊 富之

2番 古川 七郎

3番 那須 裕美子

4番 丸山 浩

5番 板倉 恵一

6番 柏木 文男

7番 小熊 正

8番 武石 雅之

9番 本多 隆峰

10番 安達 丈夫

不応招議員（なし）

令和2年第2回弥彦村議会（4月）臨時会

議事日程（第1号）

令和2年4月15日（水）午前10時00分開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期の決定
日程第 3. 村長招集挨拶
日程第 4. 議案第22号 弥彦村国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 5. 議案第23号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第1号）
日程第 6. 議案第24号 令和2年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 7. 議案第25号 令和2年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（10名）

応招議員と同じ

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小林 豊彦	副 村 長	廣瀬 勝利
教 育 長	林 順一	総 務 課 長	山岸 喜一
防 災 室 長	増田 規	税 務 課 長	小森 順一
住 民 課 長	伊藤 和恵	福祉保健課長	小林 健仁
農業振興課長	志田 馨	観光商工課長	高橋 信弘
建設企業課長	丸山 栄一	教 育 課 長	富田 憲
会 計 管 理 者	水沢 正一	公営競技事務所長	齋藤 雄希

職務のために出席した者

議会事務局長 笹岡正夫 書記 春日史子

◎ 開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 皆様、おはようございます。

これより、令和2年第2回弥彦村議会4月臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎ 開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） ただいまの出席議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎ 議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

4番 丸山 浩 さん

5番 板倉 恵一 さん

を指名いたします。

◎ 会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって本臨時会は、本日1日限りとすることに決定しました。

◎ 村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。令和2年第2回弥彦村議会4月臨時会を誠に急

に開催をお願いいたしましたところ、全議員の皆さんにご出席いただきまして、本当にありがとうございます。今回の臨時会で御審議いただくのは全員協議会でも申しましたように、全てコロナ関連でございます。できるだけ早く行政としてできるものは対応してまいりたいと思いますので、議会の皆様のお力を借りまして、行政が滞ることがないようにやってまいりたいと思いますので、よろしくどうぞご審議の程、お願い申し上げます。教育関係につきましては、非常に村民の皆さんの大変関心があるところでございますが、今、教育委員会で、鋭意いろんなことを決めて行っていますので、教育長からご報告をさせていただきます。

◎ 教育長報告

○議長（安達丈夫さん） 教育長。

○教育長（林順一さん） おはようございます。私から、特にまた4月13日に県のほうから新型コロナウイルス感染拡大防止策としての県立高校の15日から5月6日までの臨時休校等への対応ということに関わってまいりましたので、その状況も含めて説明させていただきます。市町村立の小中学校については、地域の状況を踏まえて、各市町村で判断するというところで県から話を聞いております。弥彦村ではその部分、慎重に検討した結果、弥彦小学校、中学校については今回の県立高校の休校措置に準じた形での休校はしないという方針で行くこととしております。理由につきましては、特に今回の県立学校の休校措置に関わっては、通学時に電車やバスを利用する高校生が非常に多くて、いわゆる密集、密接状況が発生していると、そういう中において混雑による感染リスクが非常に懸念されているということが大きな理由になっております。ご承知のとおり弥彦小、中学校においては基本的に村内の子どもたちの登校でありますし、他地域から公共交通機関を利用して登校する状況にありませんので、今回はこの方針でまいりたいと思っております。なお、休校措置についてであります。現在では原則として、村内で感染者が発生し、子供たちへの感染が強く懸念される場合及び教職員や子どもたちの中に濃厚接触者や感染者が出たりした場合は、そういう措置は速やかに取る必要があるだろうと想定しています。ただし、これ以外にも国や県からの前回もありましたが要請、そして近隣地域での感染拡大が起こった場合なども、当然ながら対策本部等での措置検討ということで行っていく必要があるかと思っております。このように考えておりますのでご報告させていただきます。今後ともどうぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

◎ 就任挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、廣瀬副村長さんから、ご挨拶をいただきたいと思います。

廣瀬勝利さんにおかれましては、4月1日付けで県から派遣されてこられました。既にこれ

まで何度かご挨拶をいただいておりますが、本日が初めての議会となりますので、ご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副村長（廣瀬勝利さん） おはようございます。副村長の廣瀬勝利でございます。このような場をお作りいただきまして、ご挨拶させていただきますことをまずもって感謝申し上げます。私は4月1日、副村長を拝命いたしまして、県を一旦退職してまいりました。私の目標目的は皆さんと一緒に思っております。まずはさらなる弥彦村の発展と村民の幸せの追求、ここを1点に一生懸命、小林村長のもと精励してまいる所存でございます。何よりも議員皆様の温かいご指導とご鞭撻が必要だと思っております。弥彦村にとって本当に必要な副村長にさせていただくよう皆さんの手で育てていただければと甘えておりますので、何分ご理解いただきまして、ご協力ご指導のほどお願い申し上げます。お願い申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。よろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、防災室長の増田さんからもご挨拶をお願いしたいと思います。

○防災室長（増田規さん） 防災室長の増田でございます。昨年9月1日から、こちらのほうに赴任してまいりましたが、本日ここでご挨拶させていただくのは2度目となりますが、この度4月1日付けをもちまして、防災室長の任を拝命いたしました。改めてよろしくお願い申し上げます。防災室というのは村にとって初めての室でございます。その重責をしっかりと認識し、身の引き締まる思いではございますが、精一杯これからも村のために貢献したいと思います。どうぞ皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

◎ 議案第22号から議案第25号の上程、説明

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第4、議案第22号 弥彦村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第25号 令和2年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第1号）までの条例1案件、補正予算3案件を議題といたします。これより提案者から、提案説明を行っていただきます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 令和2年第2回弥彦村議会4月臨時会の開会にあたり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

議案第22号 弥彦村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして就労できなかった方に対して、国民健康保険から傷病手当金を支給できるよう所要の一部改正を行うものであります。

議案第23号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳

出の総額 39 億 8 千万円に、歳入歳出それぞれ 300 万円を追加し、総額を 39 億 8,300 万円とするものでございます。

歳入といたしましては、19 款繰越金 300 万円、歳出といたしましては、7 款商工費 300 万円であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが苦しくなっている村内商工業者への支援を行うものであります。

議案第 24 号 令和 2 年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出の総額 6 億 8,100 万円に、歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、総額を 6 億 8,200 万円とするものでございます。

歳入といたしましては 4 款県支出金、県補助金 100 万円、歳出といたしましては 2 款保険給付費、傷病手当金 100 万円であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、就労できなかった方へ傷病手当金を支給するものであります。

議案第 25 号 令和 2 年度弥彦村温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入予算を組み替えるものであり、1 款温泉事業収入、減 2,233 万 3 千円、5 款繰入金、基金繰入金 2,233 万 3 千円であります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う宿泊客の減少により、旅館等の経営が大変厳しい状態であると予想されるため、令和 2 年度の温泉使用料を免除するものであります。

なお、今回は議案として提案しておりませんが、温泉旅館等の経営が著しく悪化していることを考慮し、令和 2 年度の温泉排水にかかる下水道使用料の免除もセットで、できるだけ早く対応してまいりたいと考えております。

以上で、4 月臨時会、提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議のうえ、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議 長（安達丈夫さん） ただいま、村長から提案説明がありましたが、去る 4 月 13 日開催の全員協議会においても、提出議案に係る説明がなされておりますが、観光商工課長から令和 2 年度一般会計補正予算、商工費について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） ただいま、村長より説明のありました令和 2 年度一般会計補正予算（第 1 号）について、補足の説明をさせていただきたいと思っております。

議案第 23 号 令和 2 年度一般会計補正予算第 1 号で観光商工課に関するものについて、特に説明をいたします。議案書の 11 ページをご覧くださいと思います。7 款 1 項 2 目商工振興費 18 節負担金補助及び交付金の負担金、県信用保証協会保証料負担金といたしまして、300 万円を増額計上いたしました。内容といたしまして、3 月議会でお認めいただきました新型コロナウイルス感染症拡大による中小企業向けの支援として、県の融資制度の利用に必要な信用

保証料支援について400万円を計上いたしました。残念ながら今までにこの見込み額を上回る申請が上がってきている状況なことから、この予算と合わせ、事業所からの申請に備えるものです。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 以上で、補足説明を終わります。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） お諮りいたします。ただいま村長から提案されました4案件につきましては、委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま提案されました4案件につきましては、本日採決することに決定いたしました。

はじめに、日程第4、議案第22号 条例1案件についてを議題といたします。ご質疑はございませんか。

5番 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 議案書の2ページになりますか。1の中段のあたりになります。その労務に服することができなくなった日という文言がありますが、どのように判断すればよいのかをお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 住民課長。

○住民課長（伊藤和恵さん） ただいまのご質問にお答えいたします。労務に服することができなくなった日といいますのは感染が疑われて、お仕事を休みになった日からということになります。

○議長（安達丈夫さん） 5番、板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） そうしますと、熱が出た。それはいつ熱が出て、それをもとに休んだ日、そこから起算をしてもいいというように判断してよろしいのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 住民課長。

○住民課長（伊藤和恵さん） ただいまのご質問にお答えいたします。感染が疑われてといったところが非常に難しい判断になるかと思っておりますが、今現在、感染が疑われる症状といたしましては、発熱が37度5分以上あったりとか、だるさだったりと言われております。そういうところが認められて、ご自身でお仕事を休んだ日からとして、今回考えております。

○議長（安達丈夫さん） 5番、板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） もう1点ですが、3番目の傷病手当の支給期間はその支給を始め

た日から起算して、失礼、今回のウイルスについてもそうですが、行政の手続きというのはなかなか難しく、それもまた今回新たに出てきた部分もありますが、そういう部分では、村民の皆さんの分かりにくいな、難しいからやめておこうかなというようなものも、一部勘案されます。そういう部分では、分かりやすい申請書の雛形は国のほうから、県のほうからは出ているのでしょうか。

○議 長（安達丈夫さん） 住民課長。

○住民課長（伊藤和恵さん） ただいまのご質問でございますが、国のほうから申請書の書類等の雛形が出ております。

○議 長（安達丈夫さん） 5番、板倉議員。

○5 番（板倉恵一さん） 極力、皆さんが分かりやすいような形で提示していただけるとありがたいなと思います。それから先の全員協議会の中にも話をいたしました。やはり電話だけ、それからメールだけというような、皆さんからの申告、それから相談事についてもそうですが、リスクもあると思いますが、面と向かって、やはり対応していただくと村民の皆さんも安心するのではないのかなと思いますので、その辺どうぞご配慮をお願いしたいと思って、質問を終わります。

○議 長（安達丈夫さん） 他に、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。これより採決いたします。ただいま議題となっております第22号について、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議 長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第22号は、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議 長（安達丈夫さん） 次に、日程第5、議案第23号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。ご質疑はございませんか。

1番 渡邊議員。

○1 番（渡邊富之さん） 11ページ、これは観光商工課長にお伺いしたほうがよろしいかなと思いますが、今回は補正予算ということで、あくまで新型コロナウイルス感染症対応の信用保証

に対する全額肩代わりということでございますね。実際、このコロナ感染症がいつ収束するかは非常にわからない状態ですが、そういう状態でおそらく場合によっては300万円では不足なく追加的に、また補正予算として提案されるということも時期によっては想像に難くないわけですが、この場合ですと、もし、当然信用保証で金融機関のほうで融資をしましょうといった時に、当然、その融資でもって業務を行うわけですが、場合によってはそれが返済できないとなった時には信用保証協会のほうは、当然、代位弁済という形で金融機関に対して一時的に返済して、また後々に業績が回復すれば、借り入れた業者さんが協会に対して、返済するという流れですよ。その場合の代位弁済っていうのは通常の、普通の融資に対する返済ができなくなった時の代位弁済と全く扱いは同じでしょうか。

あともう一つ、これはコロナの影響なのか、そうでないのかという見極めは、観光業とかサービス業というのは非常に分かりやすいんですが、中小企業基本法でいう製造業、その辺の切り分けというのは難しい部分があると思うんですが、その辺についての判断はあくまで信用保証協会のほうで行なうといったことの意味でよろしいでしょうか、2点です。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） 信用保証の保証料の代弁の仕組みにつきましてはこれ全く、普通の信用保証が付いている貸付と同じ仕組みになっております。

2つ目の御質問でございますけど、これは信用保証協会と金融機関のほうの判断になりますので、そちらにお任せして、上がってくるものに対しての対処という形になっております。

○議長（安達丈夫さん） 1番 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） そういたしますと、金融機関あるいは信用保証協会のほうから、これは明らかにコロナの影響だといったところの何かの通知というか、連絡がこちらの行政当局にくるといふことになるのでしょうか。

○議長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） ただいまの質問でございますが、信用保証協会のほうからはこの企業にいくらの融資が出て、いくらの保証料が発生しましたので、その分についての請求、という形でまいりますので、その細かい内容については、審査基準とかについて、こちらのほうでは把握はできないということです。

○議長（安達丈夫さん） 1番 渡邊議員。

○1番（渡邊富之さん） そうすると信用保証料には料率がありまして、9段階ぐらいだと思うんですが、その料率によって保証額って変わってくるわけですが、その辺についても場合によっては信用保証協会が決めるわけですから、その請求によってこちらの方に連絡が来て、その信用保証料については、後から業者さんに対して、融資をするというか、肩代わりするといったことになりそうですね。

○議 長（安達丈夫さん） 観光商工課長。

○観光商工課長（高橋信弘さん） この仕組みですが、信用保証料は事業者さんが借入を起した時に、例えば返済期間が定まりますけど、返済期間を一括的に収める形になります。途中で完納になった場合は、その差額分が逆に戻ってくる形になりますので、その辺までは算定の見極めが非常に難しいような形になっています。

○議 長（安達丈夫さん） 他に、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。これより採決いたします。ただいま議題となっております議案第 23 号 一般会計補正予算について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議 長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第 23 号は、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第 24 号、議案第 25 号の質疑、討論、採決

○議 長（安達丈夫さん） 次に、日程第 6、議案第 24 号 国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）及び、日程 7 議案第 25 号 温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）の特別会計 2 案件を一括して議題といたします。

ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

「討論なし」と認めます。

お諮りいたします。これより採決いたします。ただいま、議題となっております議案第 24 号及び第 25 号の特別会計 2 案件について、村長提案のとおり、可決することにご賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

「起立全員」と認めます。

したがいまして、議案第 24 号及び第 25 号は、可決することに決定いたしました。
以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これをもって臨時会を閉会したいと思います。閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。村長。

◎ 村長挨拶

○村 長（小林豊彦さん） 慎重なご審議の上、ご承認いただきまして、ありがとうございます。先ほど申しましたように、いったい、いつ収束するか、全くまだ予断を許しません。議会、執行部一丸となってこの対応に当たってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

○議 長（安達丈夫さん） ありがとうございます。以上をもちまして、令和 2 年第 2 回弥彦村議会 4 月臨時会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

（午前 10 時 27 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署名議員 丸 山 浩

署名議員 板 倉 恵 一